

福島県女性活躍・働く世代の健康づくり推進奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福島県女性活躍・働く世代の健康づくり推進奨励金（以下「奨励金」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 福島県（以下「県」という。）は、女性の健康づくりや働きやすい職場づくりに取り組む事業所の増加を進めることで、県内事業所の魅力向上や人材確保・定着を促進し、女性が健康でいきいきと活躍できる地域社会の実現を目指すことを目的として、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で奨励金を交付するものとする。

(定義)

第3条 この要綱における用語の定義は以下のとおりとする。

(1) ヘルスリテラシー

健康に関する情報を入手し、理解し、活用する能力をいう。

(2) ヘルスケア休暇

健康の維持・増進を目的に取得できる休暇をいう。

(3) 生理休暇

労働基準法第68条に規定する生理休暇をいう。

(4) 更年期休暇

更年期症状による体調不良等の際に取得できる休暇をいう。

(5) 妊産婦健診

妊婦や胎児の健康状態を定期的に確認するために行う健診をいう。

(6) 婦人科検診

女性特有の病気の早期発見を目的とした検診をいう。

(7) 骨粗鬆症検診

骨粗鬆症の予防のために骨量等の測定を行う検診をいう。

(8) がん検診

がんの早期発見を目的とした検診をいう。

(9) 歯科検診

虫歯や歯周病などの歯科疾患の早期発見を目的とした検診をいう。

(10) 職専免

職務に専念する義務の免除をいう。

(対象)

第4条 本事業の対象は、原則として県内に本社・本店を有する事業所及び法人等で、健康経営の方針等の社内外への発信（健康事業所宣言）を実施している事業所（以下「対象事業所」という。）とする。ただし、国、地方公共団体及び特別の法律により特別の設置行為をもって設立された法人（その資本金の全部又は大部分を国又は地方公共団体が出資している法人、又はその事業の運営のために必要な経費の主たる財源の50%以上を国又は地方公共団体からの交付金若しくは補助金等によって得ている法人）は対象外とする。

2 対象事業所は、前項の規定に加え、次の各号の全てに該当する事業所とする。

- (1) 暴力団関係事業所でない事業所であること
- (2) 県が行う普及啓発活動に協力できること

(奨励金交付の前提条件)

第5条 奨励金交付のための前提条件として、対象事業所は、女性の健康づくり等のヘルスリテラシー向上のため、県が指定する研修会などを受講し、女性の健康づくりや働きやすい職場づくりに関しての理解促進を図ることとする。

(奨励金交付の対象となる健康づくりの取組)

第6条 奨励金交付の対象となる取組は、次の各号のとおりとする。

- (1) 休暇の取得促進
- (2) 環境整備
- (3) 費用助成

2 前項に掲げる取組ごとの成果目標は下表のとおりとする。

取組項目	成果目標
休暇の取得促進 (右記の2つから選択)	ア 健康の維持・増進のために取得できる有給の特別休暇制度の導入 例 ヘルスケア休暇、生理休暇・更年期休暇
	イ 妊産婦健診、婦人科検診、骨粗鬆症検診、がん検診、又は歯科検診を受診する際に取得できる有給の特別休暇制度又は職専免制度の導入
環境整備 (右記の3つから選択)	ア 女性の健康課題等に対応可能な相談窓口の設置や支援体制の構築
	イ 女性専用の休憩室の設置 (ただし、法律上設置義務のある休養室を除く)
	ウ 禁煙・受動喫煙防止のための環境づくり

費用助成 (右記の2つから選 択)	ア 妊産婦健診、婦人科検診、骨粗鬆症検診、がん検診、 又は歯科検診を受診する際の自己負担に対する費用助成 制度の導入
	イ 禁煙外来を受診する際の自己負担に対する費用助成制 度の導入

3 第1項第1号から第3号に掲げる取組を交付金の申請時点で実施していること。

(奨励金交付額)

第7条 前条の奨励金の交付額は次の各号のとおりとする。

- | | |
|-------------|----------|
| (1) 休暇の取得促進 | 100,000円 |
| (2) 環境整備 | 100,000円 |
| (3) 費用助成 | 100,000円 |

(ふくしま健康経営優良事業所の認定取得への奨励金)

第8条 第6条第1項第1号から第3号のいずれかの取組を実施し、ふくしま健康経営優良事業所認定実施要綱に定めるふくしま健康経営優良事業所の認定を取得した事業所は次の奨励金交付の対象となる。

2 前項の奨励金の交付額は次のとおりとする。

- | | |
|---------------|----------|
| ふくしま健康経営優良事業所 | 100,000円 |
|---------------|----------|

(奨励金の交付回数)

第9条 第7条第1項第1号から第3号及び第8条第2項に定める奨励金の交付については、1事業所につき各項目1回限りとする。

(申請及び実績報告)

第10条 第7条第1項第1号の奨励金の交付を受けようとする対象事業所は、女性活躍・働く世代の健康づくり推進奨励金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて知事に申請するものとする。

- (1) 法人登記簿の写し(発行日が奨励金の申請日から3か月以内のもの)
法人格を有しない場合は名称、所在地、代表者の氏名を記載した書類
- (2) 奨励金の交付を受けようとする口座情報が分かる通帳等の写し
- (3) 健康事業所宣言を実施していることが分かる宣言書等の写し
- (4) 休暇制度又は職専免制度を明文化した就業規則・社内規定等の写し
- (5) 休暇等の取得促進のために事業所内で周知・啓発等を実施していることが分かる書類
- (6) その他知事が必要と認める書類

2 第7条第1項第2号の奨励金の交付を受けようとする対象事業所は、女性活躍・働く世代の健康づくり推進奨励金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて知事に申請するものとする。

(1) 法人登記簿の写し（発行日が奨励金の申請日から3か月以内のもの）

法人格を有しない場合は名称、所在地、代表者の氏名を記載した書類

(2) 奨励金の交付を受けようとする口座情報が分かる通帳等の写し

(3) 健康事業所宣言を実施していることが分かる宣言書等の写し

(4) 次のいずれかの書類

第6条第2項表中の取組項目のうち環境整備の成果目標（以下「成果目標」という。）アの場合

相談窓口の設置や支援体制の構築状況が分かる体制図等の書類

成果目標イの場合

休憩室（法律上設置義務のある休養室を除く）の様子が分かる写真及び見取り図

なお、法律上設置義務のある休養室を設置している場合、その様子が分かる写真も添付すること

成果目標ウの場合

県の「空気のきれいな施設」の認証を受け、その認証を表すステッカーの社内掲示の様子が分かる写真

(5) 職場において環境整備の取り組みを周知・啓発等していることがわかる書類

(6) その他知事が必要と認める書類

3 第7条第1項第3号の奨励金の交付を受けようとする対象事業所は、女性活躍・働く世代の健康づくり推進奨励金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて知事に申請するものとする。

(1) 法人登記簿の写し（発行日が奨励金の申請日から3か月以内のもの）

法人格を有しない場合は名称、所在地、代表者の氏名を記載した書類

(2) 奨励金の交付を受けようとする口座情報が分かる通帳等の写し

(3) 健康事業所宣言を実施していることが分かる宣言書等の写し

(4) 費用助成制度を明文化した就業規則・社内規定等の写し

(5) 職場において費用助成制度の取り組みを周知・啓発等していることがわかる書類

(6) その他知事が必要と認める書類

4 第8条第2項の奨励金の交付を受けようとする事業所は、女性活躍・働く世代の健康づくり推進奨励金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて知事に申請するものとする。

(1) 法人登記簿の写し（発行日が奨励金の申請日から3か月以内のもの）

法人格を有しない場合は名称、所在地、代表者の氏名を記載した書類

- (2) 奨励金の交付を受けようとする口座情報が分かる通帳等の写し
 - (3) ふくしま健康経営優良事業所の認証状の写し
 - (4) 職場において6条第1項の取り組みを周知・啓発等していることがわかる書類
 - (5) その他知事が必要と認める書類
- 5 第1項から第4項までの奨励金の交付申請は、原則として本社・本店単位で行うものとする。

(交付の決定)

第11条 知事は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る内容を審査し、その他必要に応じて現地調査を行い、奨励金交付の可否について女性活躍・働く世代の健康づくり推進奨励金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(交付申請を取り下げることができる期日)

第12条 規則第8条第1項に規定する別に定める期日は、交付決定の通知を受理した日から起算して10日を経過した日とし、女性活躍・働く世代の健康づくり推進奨励金交付申請取下書（様式第3号）により知事に届け出るものとする。

(交付)

第13条 知事は、第11条の規定による交付決定を行ったときは、速やかに奨励金を支払うものとする。

(奨励金の交付決定の取消し及び返還)

第14条 知事は、奨励金の交付を受けた事業所が、虚偽その他不正な手段により奨励金の交付を受けたときは、女性活躍・働く世代の健康づくり推進奨励金交付決定取消通知書（様式第4号）により交付の決定を取り消すものとし、既に交付した奨励金がある場合は、女性活躍・働く世代の健康づくり推進奨励金返還通知書（様式第5号）により返還させるものとする。

(関係書類の整備)

第15条 奨励金の交付を受けた事業所は、対象の取組に係る証拠書類、帳簿等を常に整備し、第11条の規定による通知を受けた日から、5年間保存しなければならない。

(その他必要な事項)

第16条 この要綱に定めるもののほか、奨励金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年6月1日から施行する。